

飯田市・担当者様

飯田リニアを考える会・事務局

以下、確認いたしたいので、ご回答願います。

民法では、土地の所有権は地下に及ぶとされています。所有権の存在する部分に他人が工作物を保全しようとするれば、つまりトンネルを掘削しようとするなら、トンネルの深さに関わらず、事前に所有者の承諾を得るのが当たり前と思います。

(ア) 2014年ころの事業説明会の中で、JR東海は以下のように説明したと記憶します。

- (1) トンネルの深さが5m以下の場所については用地を取得する。
- (2) 5mから30mまでの深さの場合は、区分地上権を設定し、補償を行う。
- (3) 30mより深い部分の場合は、地域ごとの説明会などで説明して了承してもらう。(意味内容としては、地下にトンネルを掘ることについて個々の土地所有者に対して承諾を求めることはしない)
- (4) 地下30mより深いところをトンネルが通過する部分について地上の中心線測量は行わない。

飯田市としての認識も以上のおりでしょうか？ または、現在までに、JR東海の説明で変更があったでしょうか？

(イ) 飯田市として、「30m」という数字の法律的な根拠について、どう理解していますか？ (30mという数字を定めた法律などがあると認識しておられますか？)

(ウ) 風越山トンネルの工事が行われる上郷黒田地区などの地域は、「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」の適用範囲ではないし、このトンネルに関して、JR東海は国交大臣から「大深度地下の公共的使用に関する特別措置法」の適用の認可は受けていない。飯田市はこのように認識していますか？